

一般社団法人日本内視鏡外科学会 出月賞選考委員会規則

第1条(目的)

この規約は、定款第63条第3項の規定および委員会規則第2条第2項の規定に基づき、出月賞選考委員会（以下「この委員会」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

第2条(任務)

この委員会は、次の事項を任務とする。

- (1) 出月賞の受賞対象者を選考すること
- (2) 前号のほか出月賞に関する事項について理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べること。

第3条(存続期間)

この委員会の存続期間は、平成25年10月1日から第2条の任務終了のときまでとする。

第4条(組織)

この委員会の組織および編成は次の通りとする

- (1) 委員長は理事長が指名し理事会の承認を得るものとする。
- (2) 委員長が各領域の代表10名以内、また必要に応じて外部から適当な人数を選考委員に指名する。
- (3) 委員長は必要に応じて委員の中から適当な人数の副委員長を指名することができる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長の職務を代行する。
- (4) 委員長、副委員長及び委員の任期は、就任日の属する年度の開始日から2年間とする。
- (5) 委員長、副委員長及び委員は、3期を上限として再任を妨げない。
- (6) 他の委員の補欠として選任されもしくは委員の増員として選任された委員の任期は、他の委員の任期と同時に満了する。
- (7) 委員は、任期が満了しても、後任の委員が委嘱されるまでは、引き続きその職務を行う。
- (8) 委員長は、必要に応じて、この委員会の趣旨に精通する者の中から、顧問若干名を委嘱することができる。顧問は、委員会において出席し、意見を述べるができるが、議決権を有しない。顧問の任期は第4号を準用する。

第5条（審議結果）

出月賞選考に関する審査結果は理事会に報告してその承認を受けるものとする。

第6条（選考手続）

出月賞選考手続については別に定める「一般社団法人日本内視鏡外科学会出月賞内規」による。

第7条（委員会規則）

この委員会の組織及び運営については、この規約に定めるもののほか、委員会規則の定めるところによる。

附則

- 1 この規約は平成25年10月1日から施行する。
- 2 この委員会の前身である伊藤賞選考委員会は、この委員会の成立をもって発展的解消をする趣旨に基づき、第26回日本内視鏡外科学会総会における伊藤賞の授与をもって終了する。